

## 暴風の際の授業について

京都府「京都・亀岡」区域に特別警報，暴風警報が発令されている場合について

1. 午前6時まで（午前6時を含む）に解除されたとき  
8時30分より平常授業を行う。
2. 午前6時を過ぎて，7時までの間に解除されたとき  
9時30分より第1限の授業を開始する。

第1限	9：30～10：10
第2限	10：20～11：00
第3限	11：10～11：50
第4限	12：00～12：40
昼休み	12：40～13：25
SHR 清掃	13：25～13：40
第5限	13：50～14：30
第6限	14：40～15：20
第7限	15：30～16：20
3. 午前7時を過ぎて，8時までの間に解除されたとき  
第3限より，3，4，5，6，（7）限の授業を定刻通り行う。
4. 午前8時を過ぎて，11時までの間に解除されたとき  
第5限より5，6，（7）限の授業を定刻通り行う。
5. 午前11時を過ぎてもなお，解除されていない場合  
自宅学習とする。
6. 登校後に警報が発令された場合の授業については，校長が判断する。

なお，京都府「京都・亀岡」区域（京都市・亀岡市・向日市・長岡京市・大山崎町）に居住していない者が，京都府「京都・亀岡」区域の特別警報，暴風警報が解除されても，本人の居住区域が解除されていない場合，解除になるまで自宅学習をすること。（この場合の欠席については公欠扱いとする）